

大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約に基づく協議事項等に関する協定書

(趣旨)

第1条 大阪府（以下「府」という。）と大阪市（以下「市」という。）が共同して設置する大阪府市都市魅力戦略推進会議（以下「推進会議」という。）に係る大阪府市都市魅力戦略推進会議共同設置規約（以下「規約」という。）に基づき関係府市の長の協議により定める事項及び大阪市長が大阪府知事と協議しなければならない事項その他の事項については、この協定書に定めるとおりとする。

(委員等)

第2条 規約第6条第1項に定める推進会議の委員（以下「委員」という。）の候補者については、選任予定日の前日までに関係府市の長が協議により定めるものとする。

2 規約第6条第2項に定める委員を解職する場合又はその退職について承認を与える場合においては、大阪市長は、解職又は退職の承認の予定日の前日までに大阪府知事と協議するものとする。

3 規約第8条第1項に定める会長（以下「会長」という。）は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、職員その他の関係者（以下「学識経験者等」という。）に推進会議の会議への出席を求めるものとする。

(対象とする経費)

第3条 規約第10条第1項に定める推進会議に要する経費は、次のとおりとする。

(1) 推進会議の会議等（第8条に定めるWGを含む。以下「会議等」という。）に出席した委員に対して市が非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成20年大阪市規則第71号）第2条第2項第1号又は第2号の規定に基づき支給する報酬。

(2) 会議等に出席した委員に対して市が非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）第7条第2項の規定に基づき支給する実費弁償。ただし、会議等の出席のために宿泊の必要が生じた場合においては、市は1回あたり職員の旅費に関する条例（昭和32年大阪市条例第46号）第15条第1項の規定を準用し同条例別表第1に定める区分8級以下の職務にある者の例により支給することとする額に相当する宿泊料を支給するものとする。

(3) 会議等に出席した学識経験者等に対して市が懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱（平成23年7月21日制定 大阪市総務給29）第2条の規定を準用し支給することとする額に相当する謝礼。

(4) 会議等に出席した学識経験者等に対して市が市の機関の求により出頭した証人、関係人等の実費弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第34号）第2条の規定に基づき支給する実費弁償。

(5) 会議等の開催に係る使用料その他の経費。

(6) 会議等に出席した委員について大阪市長が非常勤職員公務災害等補償条例（昭和42年大阪市条例第63号）で定める補償を行う場合においては、大阪市長が補償を受けるべき者に支給する補償。

(経費負担)

第4条 前条の規定による経費（以下「報酬等」という。）については、関係府市がそれぞれ2分の1の額を負担するものとする。

(負担金の額の決定及び交付時期)

第5条 規約第10条第1項に定める関係府市が負担すべき額については、次のとおり決定するものとする。

- (1) 関係府市は、委員及び学識経験者等が会議等に参加した実績に基づき、報酬等について月ごとに集計表（以下「集計表」という。）を作成する。
- (2) 府は、集計表を当該月の翌月に速やかに作成し、市に送付する。
- (3) 市は、前号の規定による集計表の送付を受けたときは、10日以内に市作成の集計表とその内容を検収し、疑義がある場合には、府に対して修正を依頼する。
- (4) 市は、集計表に疑義がない場合及び府が集計表を修正した場合は、当該集計表の記載に基づき、委員、学識経験者等その他の関係者に対して報酬等を支払う。
- (5) 市は、前条の規定に基づき府が負担すべき額（円単位未満は切り捨て。）について、3か月分を取りまとめて府に請求する。

2 規約第10条第3項に定める負担金の交付時期については、市が前項第5号の規定に基づき府に請求してから30日以内とする。

(決算報告)

第6条 規約第12条に定める決算報告については、大阪市長が推進会議に関する決算を大阪市の認定に付したときに、当該決算を速やかに書面により大阪府知事に報告するものとする。

(委員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第7条 規約第13条第1項に定める委員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例、規則その他の規程（以下「規程等」という。）を制定し、又は改廃する場合においては、市は、制定又は改廃の予定日の前日までに書面により府と協議するものとする。

2 規約第13条第2項に定める公表については、市が規程等を制定し、又は改廃したときに、大阪府知事が当該規程等を速やかに府のホームページその他の手段により公表するものとする。

(WGの設置)

第8条 関係府市の長は規約第15条の規定に基づき、都市魅力に関する個別専門の事項を調査・検討するため、ワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。

2 WGは、推進会議に属する委員のうちから会長が指名する委員で組織する。

3 会長は当該WGに属する委員のうちからWG長を指名し、WG長はWGを代表し、議事その他の会務を総理する。

4 WG長に事故があるときは、あらかじめWG長が指名する委員がその職務を代理する。

5 会長は、当該専門の事項の調査・検討が終了したとき、当該WGを廃止する。

(WGの運営)

- 第9条 WGの会議は、WG長が招集する。WG長は、WGの検討結果を推進会議に報告する。
- 2 WG長が必要と認めるときは、WG委員以外の者のWGへの出席を求め、助言を受けることができる。
 - 3 本協定で定めるもののほか、WGの運営その他必要な事項は、会長が定める。

(その他)

- 第10条 規約第15条に定める関係府市の長の協議については、協議が必要な事項が発生したときに、関係府市が相互に連携し、速やかに協議を開始するものとする。
- 2 この協定書に定めのない事項又は解釈について疑義が生じたときは、関係府市の協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、関係府市記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月30日

大阪府
代表者 大阪府知事 松井 一郎

大阪市
代表者 大阪市長 橋下 徹